**平成２３年（フ）第１４１号**
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目２番１―503号
債務者　髙﨑ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第５８号**
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目18番16号
債務者　森本実樹男
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第７７号**
兵庫県明石市硯町１丁目５番２号
債務者　伊東　彰仁
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第７８号**
兵庫県明石市硯町１丁目５番２号
債務者　伊東　恭子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第８７号**
兵庫県明石市二見町西二見661番地の56
債務者　中谷香代子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第８９号**
兵庫県明石市魚住町西岡2330番地の１　ベルトピア西明石Ⅶ―504号
債務者　河津　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第６４１号**
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地24―101
債務者　梶原　辰也
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第６５号**
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ29―503号
債務者　伊藤　美紀
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第７９号**
奈良市桂木町15番508号
債務者　徃面　良子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１０１号**
奈良市大安寺５丁目４番７―102号
債務者　蓮本　弘恵（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１０６号**
奈良市宝来３丁目12番39号
債務者　中尾美和子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１６号**
奈良市佐保台西町87番地　シオン平城山３―Ｃ号
債務者　枚田　一浩
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１３６号**
奈良市西笹鉾町40番地の２
債務者　岩本　昭子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４６号**
富山県滑川市加島町2131番地
債務者　砂田　令子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　富山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５８号**
富山市大町77番地１　第２大町コーポ302号、前住所富山市太田80番地93
債務者　河除　佳子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　富山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６８号**
富山県中新川郡立山町前沢2996番地の20、前住所富山県中新川郡立山町前沢新町218番地
債務者　林　　幸治
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　富山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２４３号**
大阪市住吉区我孫子東２丁目６番29号　サンシャイン寿402号
債務者　津川　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４２４号**
大阪府豊中市庄内栄町２丁目８番７号
債務者　榎本千佐子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部